

<可決された意見書>

建設業従事者のアスベスト被害救済のための基金制度創設を求める意見書

建物の改修、解体に伴うアスベスト（石綿）の飛散によって、現在でもアスベストの被害は広がっており、被害者は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等による呼吸機能の低下により、日常生活もままならないなど、家族と共に大変な苦しみを背負っている。

特に、アスベストが建設資材として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、国と建材メーカーが使用を進めたことにより、多くの被害者が建設業従事者の中で生まれている状況がある。

これを受けて、本市議会においては、平成27年6月に、建設アスベスト被害者及び遺族の救済と、アスベスト被害の根絶のため、抜本的なアスベスト対策を強化し、早期解決を図るよう意見書を可決し、提出した経緯がある。

しかしながら、アスベスト（石綿）健康被害救済給付や損害賠償請求訴訟により、被害者及び遺族への補償がなされているものの、十分な補償とはなっていない現状が続いている。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、建設アスベスト被害者及び遺族の救済とアスベスト被害の根絶に向けて、一刻も早い解決が実現するよう、国及び建材メーカーによる補償基金制度を創設するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣 下
内 閣 閣 下

令和元年10月2日提出

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している。全国的な教育の機会均等と教育水準の維持・向上や無償制の維持のためには、当該制度を存続し、国において教育予算を負担することが必要不可欠である。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが必要であり、教職員定数拡充などの施策が最重要課題となっている。

さらに、学習指導要領改訂に伴い、小学校高学年における外国語の教科化、道徳の特別教科化、プログラミング教育などへの対応のため、新たな業務の増加などが見込まれる。

一方で、小中学校の教職員の勤務時間が長時間にわたることの懸念については国でも議論されており、1月に中央教育審議会においてまとめられた学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申では、教職員以外の専門スタッフ・外部人材の活用、学校が担うべき業務の効率化、勤務時間の適正な管理等を求めている。本市の学校現場においても、教職員の長時間労働是正が急務であり、教職員定数の改善と豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
 - 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の改善や教職員の定数拡充、少人数学習や少人数学級の推進、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

令和元年10月2日提出

あおり運転に対する早急な対策を求める意見書

平成29年6月に神奈川県内の東名高速道路で発生した、あおり運転をきっかけとする死亡事故を受けて、警察は全国的に摘発を強化した。

しかしながら、車間距離を狭めたり、パッシングやクラクション等による威嚇、無理な進路変更や追い越し等の、あおり運転は後を絶たず、本年8月に発生した、茨城県内の常磐自動車道におけるあおり運転を起因とする傷害事件は、大きな社会問題となり、市民は、あおり運転への不安や危機感を強めている。

また、自家用車のみならず、タクシー等の公共交通においても、あおり運転による危険が生じた事例が多数あり、市民の安全・安心を脅かしている。

現状では、道路交通法の車間距離保持義務違反、刑法の暴行罪や自動車運転死傷処罰法の危険運転致死傷罪が適用され得るが、あおり運転を根絶するためには、抜本的な対策として、あおり運転そのものを処罰する規定が必要である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、あおり運転の対策のため、道路交通法の関係規定の罰則強化や新たな法整備等の対策を加速させるよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

令和元年10月2日提出